

大津市子ども読書活動推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 大津市子ども読書活動推進計画に基づき、本市における子どもの読書活動に関する施策を総合的かつ効果的に行うため、大津市子ども読書活動推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 大津市子ども読書活動推進計画に基づく推進状況の把握に関すること。
- (2) 子どもの読書活動を推進するための連携協力・広報啓発に関すること。
- (3) その他子どもの読書活動の推進に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。

- 2 委員長は、教育委員会教育部次長の職にある者を、副委員長は、生涯学習課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、教育総務課長、学校教育課長、教育センター所長、大津市立図書館長及び学校長（教育長が指名する者に限る。）の職にある者をもって充て、並びにこども未来部こども・若者政策課長、こども未来部幼保支援課長、こども未来部子育てひろばゆめっこ所長及びこども未来部こども総合支援局母子保健課長その他必要と認める者に対し教育委員会が委嘱する。
- 4 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となり、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 同条第2項に掲げる職について該当するものが複数ある場合は、あらかじめ定める事務分担によるものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、5年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(推進担当職員)

第6条 委員長は、所掌する事務の一部について調査又は検討をさせるため、関係各所属に推進担当職員を選出させる。

- 2 副委員長は、必要に応じて推進担当職員会議を招集することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、大津市教育委員会事務局生涯学習課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。